

ふくしま 企業の農業参入ガイド

企業経営のノウハウを活かし、
ふくしまの農業で新たな可能性を広げてみませんか



福島県農林水産部

県内企業が農業に参入している具体的な事例は？

■ 有限会社 南会津アグリサービス(南会津町)

遊休農地を活用したアスパラガス栽培に取り組む

(有)星建材運輸として、同町で建設業、堆肥等の農業用資材の販売を行っていたが、郡内園芸農家への堆肥販売の業務を行う中で、農業生産への関心が高まり、平成18年に農業生産法人、(有)南会津アグリサービスを設立。水無地区のブドウ棚や雑木林の遊休農地を整備し、アスパラ370aの栽培に取り組む。今後は規模拡大し、安定収量を目指している。



アスパラガス栽培の様子

■ 有限会社 河原組(川内村)

特定法人貸付事業により農業参入(ワラビ、たらの芽、ブルーベリー栽培)

川内村上川地区において、畜産農家の高齢化、担い手不足が深刻となり、遊休化した農地の有効活用と地域の活性化を目的とし、特定法人貸付事業により農業に参入。山林化が進む当該草地进行して復旧させ、わらび、たらの芽、ブルーベリーを栽培予定。また今後は菜の花・養蜂を含め観光農園の開設を目指し、農地の保全を含めた多面的利活用を目指している。



遊休農地の復旧に取り組む企業

■ 株式会社 奥会津彩の里(大沼郡金山町)

農業生産法人を設立し夏秋イチゴのハウス栽培

公共土木工事を主体としてきた佐久間建設工業(株)(大沼郡三島町)が公共工事の削減を背景に企業の生き残りをかけ、地域雇用確保を目的に平成19年に農業生産法人(株)奥会津彩の里を設立。奥会津太郎布高原に6haの農地を確保し、高地低冷の気象条件を活かした夏秋イチゴの栽培に取り組む。現在300坪の苺プラント2棟を建設し、夏秋イチゴの産地化を目指している。



夏秋イチゴの栽培の様子

どんな支援制度があるの?(国等の支援措置)

■ 企業参入支援総合対策とは?

企業等農業参入の円滑化及び参入法人等の地域農業の担い手として経営発展等を支援するために、企業参入総合支援総合対策として以下の支援措置が講じられています。

【詳細は農林水産省のホームページをご覧ください。】

<http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/nouchi/shiensaito/shientop1.htm>



- 1 農業参入促進のための総合的な広報・相談活動
(企業等農業参入支援全国推進事業)。
- 2 インターネットによる参入可能な農地情報の提供
(担い手農地集積高度化促進事業のうち農地マーケット事業)。
- 3 農地利用の調整
(特定法人等農地利用調整緊急支援事業)。
- 4 農地の測量調査、簡易な基盤整備への支援による農地リースの促進
(企業等農業参入支援推進事業)。
- 5 普及指導員による営農計画・作付計画・生産技術の支援
(新技術活用優良農地利用高度化支援(強い農業づくり交付金))。
- 6 農業用機械・施設の整備に係る初期投資の軽減
(経営構造対策(強い農業づくり交付金)、企業等農業参入支援加速リース促進事業、農林漁業金融公庫資金等)

■ 金融措置は?

【詳細はお近くの県農林事務所農業振興普及部もしくは県青年農業者育成センター、農林漁業金融公庫仙台支店、農業信用基金協会、県農業経済課金融共済室までお問い合わせください。(下記)】

- 1 スーパーL資金(長期資金)
認定農業者の農業経営改善を支援するための資金です。
- 2 農業近代化資金(長期資金)
担い手の農業経営改善を支援するための資金です。
- 3 農業改良資金
新作物分野・新技術等へのチャレンジのための資金です。
- 4 スーパーS資金(短期運転資金)
認定農業者の農業経営改善を支援するための資金です。
- 5 経営体育成強化資金
担い手の農業経営改善を支援するための資金です。



■ 農業共済(農業災害補償制度)

【詳細は県農業共済組合連合会、もしくはお近くの農業共済組合にお問い合わせください。】

・自然災害などによって被った収穫量の減少、品質の低下による経営への影響を緩和するために行う補償です。
・農業を営む法人の場合は、法人の住所がある区域を所轄する農業共済組合に加入することが必要です。(法人の住所地から遠方に離れた農場等についても加入することは可能です)

どんな支援制度があるの?(県の相談・支援制度)

■ 福島県が行っている新規就農相談

福島県では、新たに農業を始める人のために、就農相談を無料で受けられる新規就農相談所を県内各農林事務所農業振興普及部(農業普及所)にあわせて16ヶ所に設置しています。詳しくは最寄りの農林事務所農業振興普及部・農業普及所までお問い合わせください。

■ 就農者向けの各種研修等を行っています

福島県では、就農予定(志向)者や新規就農者を対象とした各種研修を実施しています。

「農業に関する基礎知識から農業適正使用や土壌肥料、農業機械等、様々な知識や技術を学んでみたい!」と思ったら、ぜひ研修に参加してみてください。詳細のお問い合わせは下記まで。

◆問い合わせ 福島県農業総合センター農業短期大学校 研修部
〒969-0292 西白河郡矢吹町一本木446番地1
Tel 0248-42-4114(直通) FAX 0248-44-4553,41-1555
ホームページ:
<http://www.pref.fukushima.jp/nougyoutandai/kens/kensyu1.htm>

■ 農業経営に関する各種研修会・コンサルティング等を行っています

福島県農業法人支援センターでは、専門家を登録し、農業に関する簿記、税務、農業法人設立、その他農業経営全般に関する研修会やコンサルティング等を行っています。詳細のお問い合わせは下記まで。

◆問い合わせ 福島県農業法人支援センター(福島県担い手育成総合支援協議会内)
〒960-8043 福島市中町8番2号/県自治会館3階(県農業会議内)
Tel 024-524-1201 FAX 024-524-1204
ホームページ:<http://www.fnkaigi.com/>

■ 企業参入に係る補助・研修事業等を実施します

【遊休農地対策総合支援事業】

■企業参入ニーズ・マッチング推進事業
特定法人貸付事業により参入区域を設定している市町村と農業参入志向企業とのニーズ・マッチングを行います。

■耕せふくしま!遊休農地再生事業(企業参入促進事業)

- (1) 営農開始支援タイプ
農業への参入を開始しようとする企業に対し、必要となる調査・研修等に係る経費を補助します。
- (2) 整備・定着促進タイプ
特定法人貸付事業により参入した企業、又は農業生産法人を設立して参入した企業に対し、次の経費を補助します。
●遊休農地の再整備や保全用の機械購入に要する経費及び遊休農地を活用した生産活動等の初期投資に要する経費
●収量・品質調査及び需要調査等に要する経費

◆問い合わせ 県庁農村振興課
TEL 024-521-7415 FAX 024-521-7545



相談窓口は?

■新規就農相談窓口 (生産技術、営農計画等の指導)

県北農林事務所農業振興普及部	(TEL024-521-7666)
〃 伊達農業普及所	(TEL024-575-3183)
〃 安達農業普及所	(TEL0243-22-1129)
県中農林事務所農業振興普及部	(TEL024-935-1310)
〃 田村農業普及所	(TEL0247-62-3113)
〃 須賀川農業普及所	(TEL0248-75-2181)
県南農林事務所農業振興普及部	(TEL0248-23-1563)
会津農林事務所農業振興普及部	(TEL0242-29-5308)
〃 喜多方農業普及所	(TEL0241-24-5743)
〃 坂下農業普及所	(TEL0242-83-2112)
〃 金山普及所	(TEL0241-54-2801)
南会津農林事務所農業振興普及部	(TEL0241-62-5264)
〃 南郷普及所	(TEL0241-72-2942)
相双農林事務所農業振興普及部	(TEL0244-26-1152)
〃 双葉農業普及所	(TEL0240-22-3159)
いわき農林事務所農業振興普及部	(TEL0246-24-6161)

■法律・制度・企業参入支援総合対策等

東北農政局(TEL022-263-1111(内線)4115)

■就農支援全般、資金相談等

県青年農業者育成センター (TEL024-521-9848)
(福島県農業振興公社内)

■農業(生産)法人設立、経営改善等に関する相談等

県農業法人支援センター(TEL024-524-1201)
(福島県担い手育成総合支援協議会内)

■特定法人貸付事業に関する相談

各市町村農政担当窓口、各農林事務所農業振興普及部
県農林総務課農地利用調整室(TEL024-521-7320)

■遊休農地対策、企業参入に係る補助・研修事業

県農村振興課(TEL024-521-7415)

■認定農業者制度・担い手育成事業全般

県農業担い手課(TEL024-521-7340)

■一般就農者向け各種研修

県農業総合センター農業短期大学校研修部(TEL0248-42-4114)

■制度金融についての相談

農林漁業金融公庫仙台支店(TEL022-221-2333)
福島県農業信用基金協会(TEL024-554-3225)
県青年農業者育成センター(TEL024-521-9848)
各農林事務所農業振興普及部(左記)
県農業経済課金融共済室(TEL024-521-7349)

■農業共済(農業災害補償制度)についての相談

県農業共済組合連合会(TEL024-521-2730)
最寄りの農業共済組合

企業が農業に参入する意義(メリット)とは?

■ 企業の農業参入には大きく、次のような意義があります。

全国的な農業従事者の高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加など、国内農業の活性化が求められています。

農産物の輸入自由化、消費者の安全で安心な農産物への関心が高まるなか、企業の経営感覚を持った担い手が求められています。

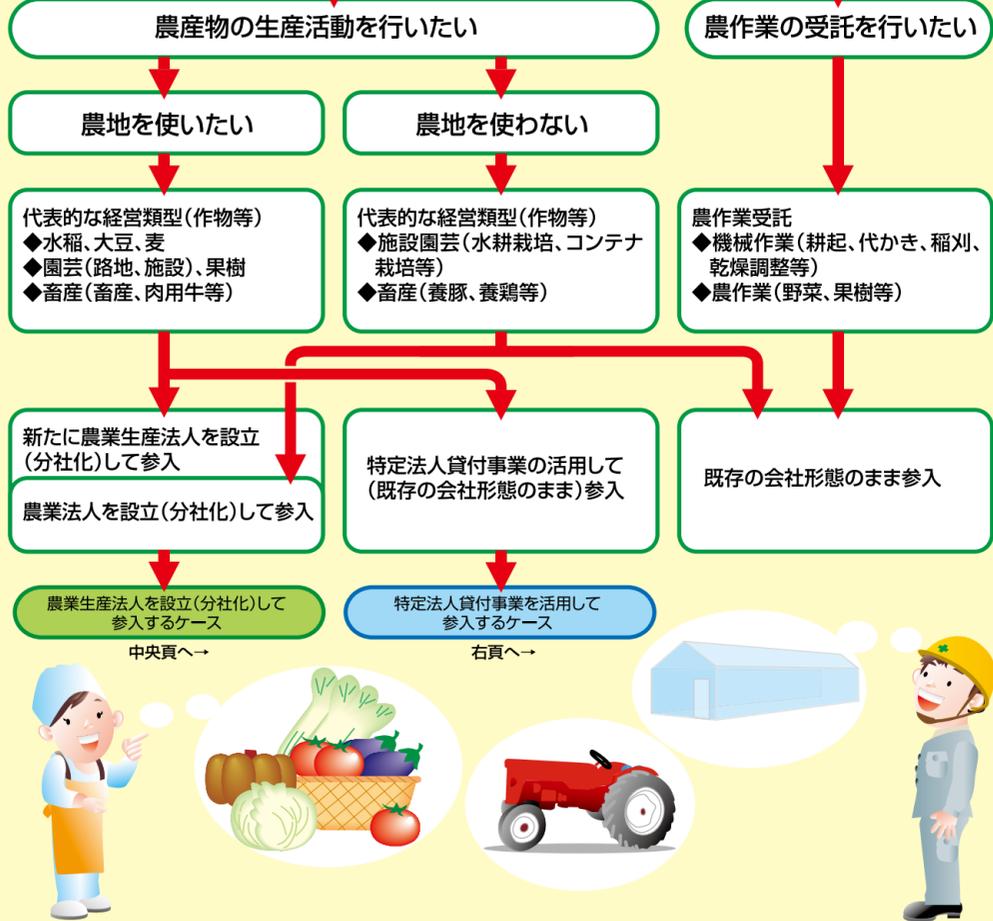
企業の人材や技術力、信用力等の経営資源を有効に活用しながら農業に参入している企業が全国的に増えています。



企業の農業への参入形態にはどのようなものがあるの?

■ 企業が農業に参入する場合、多様な形態がありますが、一般的に次のケースがあります。

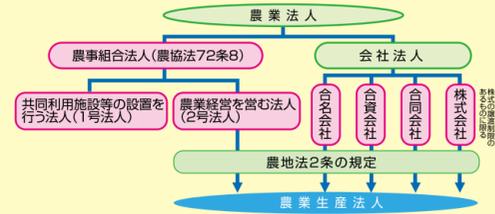
企業が農業に参入したいと思ったら?(参入目的を明確にし、まずは関係機関に相談しましょう)



農業生産法人を設立(分社化)して参入するケース

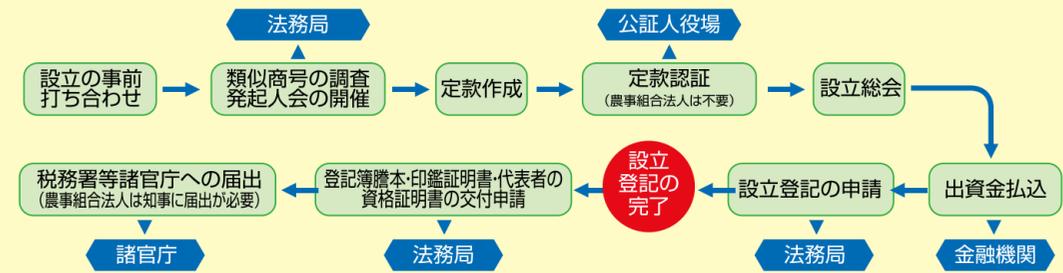
1 農業法人と農業生産法人

農業法人とは、「法人形態」によって農業経営を営む法人の総称を言います。また農業法人は、「農地の権利取得」の有無によって、「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別されます。農業生産法人は「農業経営を行うために農地を取得できる法人」であり株式会社(株式の譲渡制限のあるものに限る)、農事組合法人、(農業経営を営む、いわゆる2号法人)、合名・合資・合同会社の形態があります。また、事業や構成員、役員についても一定の要件があります。(但し、農地を利用しない農業の場合は農業生産法人の要件を満たす必要はありません。)



2 農業法人を設立するには

法人の形態が決まれば、いよいよ設立です。おおまかな手順は図のとおりです。農地等の権利を取得する農業生産法人の設立を目指す場合は、定款や事業計画作成段階で、市町村農業委員会や県農業法人支援センター等の関係機関等と事前に相談することをお勧めします。



3 農業生産法人の要件は

農業生産法人となるには、次の4つの要件を満たすことが必要とされています。

法人形態要件

農業生産法人の法人形態は、次のいずれかとされています。

- 1 農事組合法人
- 2 株式会社(株式の譲渡制限のあるもの)
- 3 合名会社
- 4 合資会社
- 5 合同会社

構成員要件

農業生産法人の構成員(出資者)要件は、次に掲げる者とされています。

- 農地の権利を提供した個人
- 法人の農業の常時従事者
- 農地等を現物出資した農地保有合理化法人
- 農業協同組合・農業協同組合連合会
- 地方公共団体

- 法人から物資の供給等を受ける者、又は法人の事業の円滑化に寄与する者
- ライセンス契約する種苗会社
 - 産直契約する個人
 - 法人と継続的取引関係にある個人・法人(政令)
 - 農業生産法人 ●食品加工業者
 - 生協、スーパー ●農産物運送業者
 - 農作業の委託者

事業要件

農業生産法人の事業要件は、農業と関連事業の直近3か年の売上高が当該3か年の法人全体の売上高の過半を占めていることとされています。

- 農業(関連事業を含む)
- 関連事業: 農産物の製造・加工、貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、林業、共同利用施設等の設置 農村滞在型余暇活動に利用する民宿[※]
 - ※平成17年農地法施行規則の改正により追加
- その他の事業 (例) 民宿、キャンプ場、造園、除雪 等

業務執行役員要件

農業生産法人の役員は、①役員の過半の者が法人の農業や関連事業に常時従事する構成員であること、かつ②①に該当する役員の過半数が省令で定める日数農作業に従事することとされています。

- 業務執行役員
- ① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員であること
 - ② ①のうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)すること

特定法人貸付事業を活用して参入するケース

1 参入区域の確認

- 市町村が企業等の参入区域を定めています。
 - ※農林水産省経営局のホームページをご参照下さい。(http://www.maff.go.jp/keiei.html)
- まず、参入区域を定めている市町村を確認し、条件に合う農地をさがします。
- 福島県では33の市町村で参入区域を設定しています。(20年3月現在)



参入区域とは
市町村が基本構想に規定
耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地が相当程度存在する区域を参入区域として決定
都道府県知事

2 協定の締結

- 農業経営の内容、用水路の清掃等、地域農業を維持していく上で必要な役割分担等の協定を市町村(及び農地保有合理化法人)と参入企業との間で締結します。

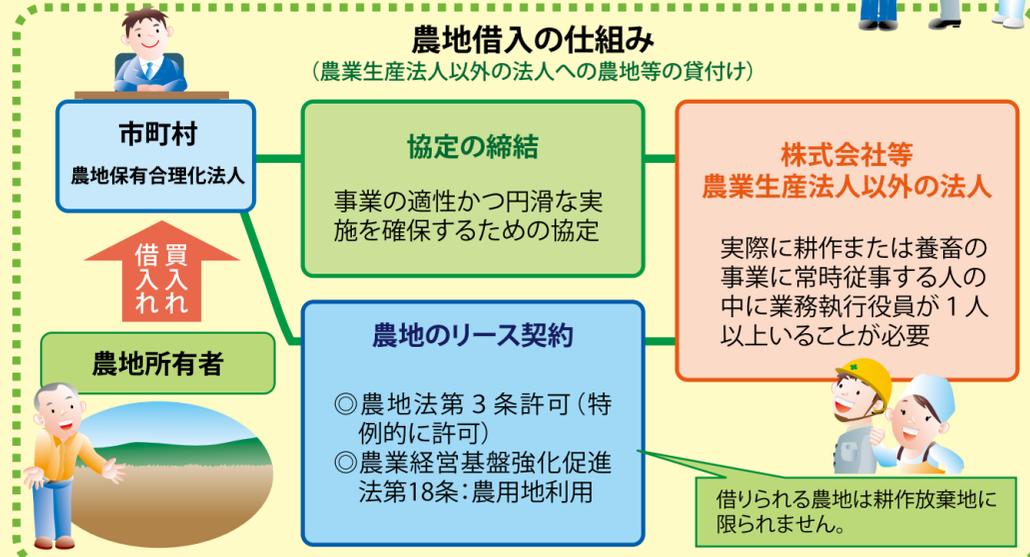
協定例(A市とB建設会社の協定例)

- 企業の行う農業経営の内容 例) BはA市から借り受けたC集落に所在する2haの農地においてそよの栽培を行う。
- 協定の実施状況についての報告に関する事項 例) BはA市に対し、協定の実施状況について毎年度報告する。
- 協定に違反した場合の措置等 例) Bが協定に違反した場合は、Aは賃貸借契約を解除する。Bは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をA市に返還する。



3 リース契約の締結

- 農地は参入する法人が市町村又は農地保有合理化法人から借り入れします。
- リース契約をする場合、市町村の農業委員会の許可又は市町村が作成する「農地利用集積計画」の公告が必要となります。



4 農業経営の開始

